

発 言 者	発 言 内 容
事 務 局	<p>皆さんこんにちは。少し早いですが皆様お揃いになりましたので、始めさせていただきたいと思います。</p> <p>さて、本日の配布資料等ですが、(確認する)</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況ですが、7番 古田明敏 委員、17番 瀧口睦雄 委員、26番 佐野秀明 委員、36番 松本初男 委員が欠席ですので、委員37名中33名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、「国東市農業委員会会議規則」によりまして、会長の本総会の開会宣言及び議事進行をよろしくをお願いします。</p>
会 長 議 長	<p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。35番 清末芳晴 委員、1番 林 利春 委員を指名いたしますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、議事に入ります。議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。</p>
事 務 局	<p>それでは、議案第36号についてご説明させていただきます。案件は5件でございます。</p> <p>まず、申請番号27号でございますが、土地は国東町■■■■■■■■■■ 地目は田 面積1,004㎡を初めとする合計5筆面積3,575㎡です。</p> <p>渡人は、国東町■■■■■■■■■■ 歳、受人は、国見町■■■■■■■■■■ 歳です。</p> <p>申請事由は、渡人の高齢のための管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大のための贈与による所有権移転であります。土地は農用地区域内農地です。</p> <p>また、受人の申請地取得後の経営面積は5,587㎡でありますので、下限面積要件は問題ありません。</p> <p>次に、申請番号28号でございますが、土地は、国東町■■■■■■■■■■ 地目は田 面積1,681㎡です。渡人は大分市■■■■■■■■■■ 歳、受人は、国東</p>

町 [REDACTED] 歳です。

申請事由は、渡人の市外在住のための管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大及び相手からの要望による、贈与による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は7,820㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

次に申請番号29号でございますが、土地は、国東町 [REDACTED] 地目は畑 面積191㎡です。

渡人は、武蔵町 [REDACTED] 歳他2名、受人は国東町 [REDACTED] 歳です。

申請事由は、渡人の転居による離農のための農地の処分と受人の経営規模拡大及び相手の要望による売買による所有権移転です。土地は第2種農地です。

また、受人の経営面積は18,454㎡ですので下限面積要件は問題ありません。

次に申請番号30号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] 地目は田 面積910㎡及び同所 [REDACTED]

地目は畑 面積230㎡ 渡人は、北海道小樽市 [REDACTED] 歳 受人は国東町 [REDACTED] 歳です。

申請事由は、渡人の県外在住のための管理困難による農地の処分と受人の元々管理していた農地を取得する、売買による所有権移転です。土地は農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は7,247㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

最後に申請番号31号でございますが、土地は国東町 [REDACTED] 地目は田 面積750㎡を初めとする、合計9筆3,577㎡です。

渡人は、大分市 [REDACTED] 歳、受人は国東町 [REDACTED] 歳です。

申請事由は、渡人の市外在住のための管理困難による農地の処分と受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。

土地は、[REDACTED] が第2種農地で、他の8筆が農用地区域内農地です。

また、受人の経営面積は11,948㎡ですので、下限面積要件は問題ありません。

以上、申請案件5件すべてにおきまして、農地法第3条第2項

	<p>の各号に規定されている農地等の権利移動の制限には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、事務局よりの説明を終わりましたので、担当農業委員の方々よりご説明をいただきます。まず、申請番号27号について、21番 松井重信 委員に説明をお願いいたします。</p>
21番松井	<p>渡人は、[]になっておりますが、これは、前 []の名義の土地であったが、[]が急死したので、妹の []名義にしてあったが、高齢のため管理も出来ないもので、[]の先代の長女の []に譲渡するというところで、異議はないと思います。</p> <p>場所は、文珠線の []の南側と北側の両方にあります。大体100mくらい入ったところですよ。以上でございます。ご審議をよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>それでは、続きまして申請番号28号について、2番 坂本英二 委員をお願いします。</p>
2番坂本 (英)	<p>それでは、場所を説明します。ここから213号線を11.5km行ったところに来浦の谷があります。国道から3kmくらい入ったところにオレンジロードと交差して、十字路になっています。</p> <p>[]</p> <p>[] その田なんです が、[]と言う方は、大分の方に居られる方なんです、 []と言う方は、ここに居りまして甥・叔母の関係でありまして、もともと []がずっと管理していたのをもうあなたにあげますということで、別に問題は無いと思います。場所は私が見に行って、きれいに今、大豆を植えています。別に問題はありませんで、よろしく申し上げます。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次に申請番号29号について、27番 黒木英生 委員をお願いします。</p>
27番黒木	<p>29号について説明します。</p> <p>この []と受人の []は、隣同士です。そ</p>

	<p>れで、高齢で今[]に住んでおり、こっちの方が人が買おうかということで、話ができたそうです。</p> <p>それから、場所は[]のところを下に下ったところに小さい橋がある、その付近の土地です。それで、よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、続きまして申請番号30号について、21番 松井重信 委員に願います。</p>
<p>21番松井</p>	<p>これは、[]が所有しておりましたが、長男の[]に相続してありましたが、その人が北海道に在住しており、管理が困難なため、[]に譲渡するというので、異議はないと思います。よろしく願います。</p> <p>これは、文珠線の[]でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に31号につきまして、30番 金澤信之 委員に説明を願います。</p>
<p>30番金澤</p>	<p>31号の申請についての説明をいたします。</p> <p>場所は、小原線の国道から入って[]のところであります。</p> <p>[]旧姓は、[]とっておりましたが、子どもが3人いたんですが、皆嫁いで、お父さんの[]20年くらい前に亡くなりました。</p> <p>それで、家も大変いい家を建てておりますが、草がぼうぼうで、家の近所にこの田んぼとか畑があるんですが、これも管理が出来ないということで[]に住んで居ります[]に譲渡するというのでございます。所有権の移転でありますが無問題だと思っております。よろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局並びに担当農業委員の方々より説明をいただきました。この案件につきまして、質問や質疑等をお受けいたします。</p> <p>何かご意見・質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>特にありませんでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい</p>

議長	質疑も無いようでありますので、議案第36号を承認する方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございました。 挙手多数により、議案第36号を承認させていただきます。 次に議案第37号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をしてください。
事務局	議案第37号についてご説明いたします。案件は1件であります。 申請番号11号でございますが、土地は国東町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目は畑 面積300㎡です。 申請人は、福岡県田川市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■歳です。申請地は、20年ほど前から隣接する住宅に付随した自家用駐車場として利用されており、追認申請となります。現在、福岡県で建設業を営んでいる申請者が、来年から国東エリヤに業務を拡大するに際し、今後は申請地を業務用駐車場及び資材置き場として利用したいということで申請されました。土地は都市計画の用途区域の第3種農地です。以上であります。
議長	1件であります。担当農業委員の説明をお願いします。32番 平塚武久 委員をお願いします。
32番平塚	当地は、■■■■■■■■■■の坂を下ったところが■■■■■■■■■■で、■■■■■■■■■■の前です。そこは、私ども農地だと思っていなかった。屋敷内の一角で、以前から車を駐車しており、家の敷地内だと思っていました。 そして、周りも前に■■■■■■■■■■があつて、その間に長い畑があるんですけど、それも草ぼうぼうで荒地となっているので、特に問題は無いと思われまして。以上です。
議長	ありがとうございました。 事務局並びに担当農業委員の方の説明を終わらせていただきます。 ご質疑等ございませうか。

14番江本	資材置場というのは、前に見たんですけれど、一時転用というのがあったんですが、この場合はそれじゃなくて、永久の転用でいいんですか。
事務局	一時転用というのは、あくまでも3年以内に農地に戻すというのが一時転用ですけども、実際 今の状況も先ほど委員さんが言われたように、すでに農地ではなくて、今後も農地に復元することもない永久的な転用の申請です。
議長	他に何かご質疑等ございませんでしょうか。 特にご質問等ございませんでしょうか。
委員	ありません。
議長	それでは、質疑も無いようですので、議案第37号を承認される方の挙手を求めます。
委員	(挙手)
議長	挙手多数により議案第37号を承認いたします。 次に議案第38号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をしてください。
事務局	議案第38号についてご説明いたします。案件は2件でございます。 まず、申請番号32号でございますが、土地は国見町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積18㎡を初めとする合計3筆 265㎡です。 渡人は、国見町 [REDACTED] [REDACTED] 歳、受人は大分市 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。 申請事由は、渡人が農地として管理困難であるため、受人が申請地に出力17kwの太陽光発電施設を設置するためです。 権利の設定は所有権の移転で、土地は第2種農地です。 次に申請番号33号でございますが、土地は安岐町 [REDACTED] [REDACTED] 地目は畑 面積313㎡です。 渡人は、安岐町 [REDACTED] [REDACTED] 歳、受人は安岐町 [REDACTED] [REDACTED] 歳です。 申請事由は、渡人が農地として管理困難であるため、受人が区

<p>議 長</p>	<p>の公民館用の駐車場として利用するためです。権利の設定は所有権移転で、土地は第2種農地です。</p> <p>以上でございます。</p> <p>それでは、担当農業委員の説明をお願いします。</p> <p>申請番号32号について、29番 花木ヒロ子 委員にお願いします。</p>
<p>29番花木</p>	<p>32号の説明をいたします。</p> <p>農免に面した[]の近くですが、この[]と言うのは、息子さんの名前で、お父さんが亡くなってからお母さんがずっと管理していたんですけど、お母さんも高齢でここ何年か荒れた状態で、それで今回[]に太陽光を進められ所有権を移転したみたいです。そういうことですのでよろしくをお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に申請番号33号について、31番 工藤節二 委員に説明をお願いします。</p>
<p>31番工藤</p>	<p>それでは、33号について説明いたします。</p> <p>ところは、糸原・杵築線が通っておりますが、[]というところに信号があります。その信号から、400mくらい先に行ったところの左側に行く[]という道があります。</p> <p>それから100mくらい行ったところの右手に[]公民館入口という立札がございます。そこを右に入ってから200mくらい行ったら公民館が道路から見えます。</p> <p>その公民館の西側にこの土地が隣接しております。そして、[]が区に寄贈しようということで、今回こういうことになりました。</p> <p>区長さんも大変よいことができたので、今後は障がい者用の駐車場にいたしましよというふうな話でございますので、よろしくをお願いします。以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局並びに担当農業委員の方より説明をいただきました。</p> <p>質問やご意見等ございませうか。</p> <p>質疑も無いようでありますので、議案第38号を承認する方の</p>

	<p>挙手を求めます。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>ありがとうございました。 挙手多数により、議案第38号を承認させていただきます。 次に議案第39号農用地利用集積計画について、事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>議案第39号農用地利用集積計画の利用権設定についてのご説明をいたします。 今月の利用権設定は、総数で33筆 面積39,587㎡です。 内訳は、新規設定が13筆 面積16,196㎡、更新設定が20筆 面積23,391㎡です。 また、地区別の内訳は、国見地区は今回ございません。国東地区が25筆26,159㎡、武蔵地区は1筆1,087㎡、安岐地区が7筆12,341㎡です。 詳細につきましては、議案書の6ページと7ページに一覧表にして記載しておりますので、ご覧ください。</p>
議長	<p>農用地利用集積計画について、只今事務局より説明致しました。何か質問やご意見等ございませんでしょうか。 それでは、質疑も無いようでありますので、議案第39号を承認する方の挙手を求めます。</p>
委員	<p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数により議案第39号を承認いたします。 次に議案第40号農地法の規定による非農地証明書の発行について、事務局より説明をしてください。</p>
事務局	<p>議案第40号について、非農地証明書の発行願いが出されたので、ご説明いたします。案件は4件であります。 まず、申請番号43号でございますが、土地は安岐町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 地目は畑 面積260㎡を初めとする合計4筆 2,104㎡です。申請人は、安岐町■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ 歳です。 申請地は、以前は田及び畑として利用されていましたが、20</p>

年ほど前から農地として管理されておらず、現状は樹木が生え林地化しています。土地は農用地区域内農地です。

次に申請番号44号でございますが、土地は武蔵町糸原 [] [] 地目は畑 面積1,026㎡です。申請人は、別府市 [] [] 歳です。

申請地は、畑として利用されていましたが、30年ほど前から畑として管理されておらず、現状は一面に竹が生えた竹林となっています。土地は、農用地区域内農地です。

次に申請番号46号でございますが、土地は国東町 [] [] 地目は畑 面積305㎡です。申請人は国東町 [] [] 歳です。

申請地は、以前は畑として利用されていましたが、20年以上前から畑として管理されておらず、現状は樹木が茂った山林となっています。土地は農用地区域内農地です。

最後に申請番号47号でございますが、土地は国東町 [] [] 地目は畑 面積300㎡です。申請人は、米国カリフォルニア州サンホセ市 [] [] 61歳です。

申請地は、以前は畑として利用されていましたが、10年以上前から畑として管理しておらず、現状は樹木が生え林地化しています。土地は農用地区域内農地です。

以上でございます。

議長

それでは、担当農業委員の方の説明をいただきます。

申請番号43号について、8番 麻生文則 委員にお願いします。

8番麻生

申請番号43号について説明します。

位置は、 [] の方になります。旧県道安岐・高田線を [] くらい武蔵寄りに入ったところです。

[] のお父さんが、教員をしていて、もう教員をしていた時からあまり田畑は作ってなく、申請人は [] ですが、この方も市外に居るので、10年くらい前に退職して帰ってきて、ずうっと農業をしていなかったものですから、非農地になってしまって、25年くらいまで、ばあちゃんがしていたんですけど、ほとんど今はもう生産者組合とかに草刈りをしてもらっている程度で、周囲もほとんどほ場整備もしてなく、道も無く里

<p>議 長</p>	<p>道で人が通るのがようよう通られるような道で、農地として周囲も全然利用されていません。以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>申請番号44号について、20番 末清弘己 委員にお願いします。</p>
<p>20番末清</p>	<p>場所は、[]の信号機から右に入って、200m行ったところ左側のところです。</p> <p>前はみかんを植えていたと思うんですが、今はもう無くなって、ただ防風林がちょっとあるくらいのもので、竹藪になっています。もう、農地にならないと思いますので、ご審議お願いします。</p>
<p>議 長</p> <p>28番高木</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に申請番号46号について、私の担当地域ですので、私の方から説明させていただきます。</p> <p>国東町[]というところで、[]のバス停から上方に1000m足らずのところまで行った、道路の右上にすぐあるわけですし、道路沿いにはもともと[]のお父さんの家があったり、自分たちの幼いころから住んで居ったということですが、この方、今[]歳ということで[]に住んでいるんですが、亡くなった時に相続で受け継いでおったということでもあります。</p> <p>以前は、畑として利用されておったということではありますが、20年以上前から畑として管理されておらず、現状は樹木が生い茂った山林となっているということで、申請書に書いています。</p> <p>私は、8月7日に現地の状況を見に行きました。畑であったのかどうかということすら分かりにくい、山になっているということでもあります。</p> <p>樹木が生えて、鋸で切らなければ切れるような状況ではないということでもありますので、非農地の証明をわかりましたということで、出したところでもあります。以上であります。</p> <p>次に申請番号47号について、28番 高木正勝 委員に説明をお願いします。</p> <p>47番について説明します。</p> <p>[]の北西の山側に藪になっているんです。これは、申請者の[]さんが、アメリカカルフォルニア州に行くときに</p>

	<p>に「ちょっと、維持管理をお願いします。」と言ったそうですけれど、もう10年以上畑として管理されておらず、周囲一面も竹林になっております。それで、 からも非農地申請をしてくださいということで、いただいたからこういう申請がありましたので、よろしく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 事務局並びに担当農業委員の方々より説明をいただきました。質問や意見等はありませんでしょうか。 あのう、私、電話が掛かってきたりするもので、工藤委員さんにちょっとお尋ねしていいですか。 あの、大添の方で非農地申請かなんか出ておって、毎年管理をしているからということなんだけれども、ずっと何年もしていない、見るとまだ畑として使えるんじゃないかということで、なかなか非農地の申請をして、それから用途を考えたいということなんですけれども、何か行ったり来たりしているような案件のようにあるんですが、それで、あえてちょっとお尋ねしているんで、そこらへんは事務局も併せて、ちょっと聞きたいと思うんです。 大添の方ですからね。面積が相当広いんですね。そういう兼ね合いがありまして、私もどうなっちゃうんかなど、現地の農業委員さんそれから事務局から良く聞いてみますということにしておるんですけど、ちょっとご説明をいただければお願いしたいと思います。</p> <p>全然、この案件とは関係ないわけですけど、すみません。</p>
<p>31番工藤</p>	<p>本人は、大変、今苦勞している、木は切っているが管理ができないから、なっとか処分して太陽光かなんか、そういう方向にしたいという気持ちがあるんだけど、ちょうどそこが第1種農地になっているということで、なかなか簡単に話が出来ないということで、事務局の方からそういう話がありましたけれど、それは困ったことだと、少しはなっとかいい方向に行きたいと思って、非農地なら一番近いけど、それも簡単には行かないということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>了承はしているんですか。 それはしょうがないな、致し方ないなということになっているんですか。</p>

事務局

なんか、そう聞かないもんですから。他の人からも電話が掛かったりして、それでお聞きしたようなわけです。

その方からは、3か月くらい前の5月ぐらいに1回話がありました。太陽光を設置したいという話だったんですけど、それは工藤委員さんがおっしゃいましたように、そこが第1種農地ということで、パイロットとかしている第1種ではなくて、そういった事業をしていないんですけど、一帯の農地の広がりがある10ha以上ある連続した農地ということで、広さ的な意味で第1種農地に該当するので、例外規定に該当しない限り、基本的に転用できないというお話をしました。

もう一つの転用できる理由としては、そもそも農地法の規定で、非農地ということであれば農地法から外れるということで、証明ができて地目を変更ができるので、その場合なら太陽光ができるという話をし、それなら申請はおろすのかという話がありました。

それは、現地に行って農地であるかどうかというのを確認したところ、確かに防風林的な木もあって、その横に若干木が生えている部分もあったんですけど、全体的な広い面積の中から見れば、それはごく一部であって、全体としてとらえれば、草が生えているだけで冬になったら枯れる、あるいは、耕したら農地としてまだ使える農地であろうということで、非農地証明願ひも該当しませんよという話をしました。

資料がありませんので、はっきりわかりませんが、こういった話だったかなと思います。

で、そうこうしている内に、勉強も色々したらしく、農地法の転用とかの法律を勉強して、もう一回審査してほしいと今月に申請書を出されました。

条件さえ整えば、この総会に議案として上げるわけですけども、そこでもう1回、工藤委員さんにも行ってもらいました。それとは別に東部振興局の担当者とも現地に行きました。

その結果、やはりよっぽど荒れて、木が生え込んでそれを抜いて、大掛かりなことしなければ農地に戻らないという状況までならないとという判断でありましたので、非農地に該当しませんということで今回も総会の議案としてはあげませんでした。

最初の時も今回もそうなんですけれども、説明としては同じ説明になってしまうんですけども、今言ったことを説明しました。ただ、言っていることは確かにわかるんですけど、心情的に納得

できないということは言っていました。

確かに周囲の人に迷惑をかけてはいけないということで、管理はしていたんですね。自然に木が生えて非農地と呼べる状況になった時期もあったみたいです。ただ、今言ったように周囲の方に迷惑をかけてはいけないということで、ご自身で木を切ったり株を抜いたりして、あるいは除草剤を撒くなりして管理していたようであります。

ただ、今回のことについては、私からこんなことを言うのは変なんですけれど、これが良くなかったというか、きれいにしたばかりに非農地申請が通らないという、そういったことはおかしいんじゃないかという気持ちがあります。

法律的なことは納得されていると思うんですけど、心情的に納得できないという思いはある。また、今後もそういった話を持ってくるということもあるかなと思います。

ただ、1ヶ月や2ヶ月で現状が変わるということは無いんで、こちらとしては、今の状況で何回話をされても、ちょっと繰り返しになるんじゃないかなと思います。

大添という土地が、太陽光に適した土地柄であって、今回のこの方とは違って、1件2件同じような案件がありますが、やはり第1種農地で太陽光は出来ませんという話をして、なっとかならんかなみたいな話をしたケースは他にもあります。

やはり、非農地にも該当しない、面積的にも10haを超えた1種農地だということで、こういったケースもあります。

議 長

荒れてしまっておれば、非農地扱いできるんでしょう。

事 務 局

自分がしたのではなく、自然に荒れた場合ですね。

議 長

自然に荒れた人と、人に迷惑をかけるから何もさく作付けしないのをわかっているけれど、一生懸命草を生えかさんように、よその畑にかたむかないように努力した、そしてずっと将来も作付けをする気持ちもないし、このまま置いてあっても土地を何とか有効活用したいという話を伺い。私は、農業委員の立場で農地を転用したり非農地扱いすることが、勧める立場にないんで、そこ辺は返答が難しいんですが、実際にそういう状況になった時にどうなんかなということを考えておかないと、隣の方は出来たのに、隣はいわゆる管理をしていなかったからできた、私は一生懸命やって、人に迷惑をかけないために一生懸命世話を焼いて、将

来も作付けをする気持ちも無い、この土地をなっとか減らしたいというのに、隣は荒らしたからいい、私は荒らさなかったからというんじゃ、道理がないというようなご意見があるものですから、私もちょっとその点は理解できますけれど、あっそうかと農業委員がどんどん転用したり地目変更させていくというのは、農業委員の役割ではないので、ちょっと困ったなということで、話を終えているところであります。

だから、本人としてはそういう隣近所がなっているのにとという話があるので、そこ辺は一つ状況を見て、はっきり断らなくてもいいんですけど、まだどうも曖昧で理解されていないところとところが、理解されないから「はい、分かりました」ということは、農業委員会の立場からいう訳にもいきませんが、実質はそういうにあるので、あえて工藤委員に現況とどう話が進んでいるか、そこ辺を含めてお聞きしたようなことです。

今日の議案とまったく関係ありませんが、突然ちょっと質的なことをさせていただいたわけではありますが、是非またご検討、ご検討というのは、私は農業委員の立場で、転用とかを進めようとしていることではないことは、申し添えておきます。向こうが理解するように説明をお願いしたいなと思っています。

それでは、余談な質問になりましたが、議案第40号につきまして、ご意見が無ければ、承認される方の挙手を求めたいと思います。

委員
議長

(挙手)

ありがとうございました。

挙手多数により、議案第40号を承認させていただきます。

以上で、本日の議案の審議を終了いたします。